

求職者支援訓練実施機関各位

東京労働局

高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部

令和6年度求職者支援訓練における認定定員上限数等の取り扱いについて

令和5年度第2回「東京都地域職業能力開発促進協議会」において承認された「令和6年度東京都地域職業訓練実施計画」に基づき、令和6年8月開講コースより、下記のとおり認定定員上限数等の取扱いを変更することといたしましたのでご連絡申し上げます。

なお、各月の認定定員数につきましては、従前どおり独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部（以下「東京支部」という。）のホームページにおいて毎月公表いたします。

記

- 1 令和6年度においては、通常枠について、同一認定単位期間において、実践コースのデジタル系のいずれかの分野（「IT」もしくは「WEB（デザイン系）」）で申請がなかった場合、または、余剰が生じた場合であっても、当該余剰定員数を実践コースのデジタル系のもう一方の分野への振替措置は原則実施しません。

ただし、年間の申請状況等によっては、東京労働局と東京支部との協議によりデジタル系のもう一方の分野へ、振替措置を実施する場合があります。

- 2 「eラーニング及びフルオンライン枠」の設定について

「eラーニング及びフルオンライン枠」は各月とも実践コースの定員数の1割程度を実施し、各月の実施科目、定員数は東京労働局と東京支部との協議により決定いたします。

なお、通常枠と「eラーニング及びフルオンライン枠」間における振替措置は実施しません。

注1 上記2の東京都内で選定上の「eラーニング及びフルオンライン枠」とは、以下の①、②のコースを指すことといたします。

- ① eラーニング：実施日が特定されていない科目を含むコースで、通所割合が総訓練時間の20%以下のコース（訓練科名の末尾が「(eラーニングA)」と記載されたコース）

- ② フルオンライン：オンライン訓練を実施するコース（eラーニングを除く）のうち、通所による訓練時間が全くないコース

※上記の「通所」とは、すべての受講者が同一の訓練実施施設内に通所して訓練を受講する形態のこと。したがって、通信の方法による訓練（オンライン訓練）は混在型、単独型であっても「通所」には該当しません。

なお、受講者募集の広報において、全国規模の範囲での広報を希望できるコースは、「eラーニング及びフルオンライン枠」のコースのうち、通所を全く伴わないコースのみとなります。

実施日が特定されていない科目を含むコースにおいて通常枠となるのは、通所割合が総訓練時間の20%を超えるコース（訓練科名の末尾が「(eラーニングB)」と記載されたコース）です。

注2 上記2は「令和6年度東京都地域職業訓練実施計画」に基づき、東京労働局と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部にて協議したものであり、令和6年度の「東京都地域職業能力開発促進協議会」の審議結果により対応が変更されることがあります。

（参考：各月の定員数について（東京支部ホームページ（現在は、令和6年7月開講の定員を公開中。））

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/tokyo/noukai/course.html>